

設置の概要

- 宮崎県総合計画審議会に「人づくり部会」「くらしづくり部会」「産業づくり部会」の3部会を置くこととします。
 - 「人」、「くらし」、「産業」の各分野に関し、宮崎県総合計画の改定に係る調査審議を、各部会に付託することとします。
 - 審議会と各部会、各部会間の連絡調整を図るため、必要に応じて、審議会と部会との合同会議を開催することとします。
- (※) 部会に所属する委員・専門委員は、改めてお知らせします。

【各部会で審議する分野（例）】

○人づくり部会

出生、子育て支援、学校教育、出逢い・結婚支援、医療、福祉、人権、男女共同参画 等

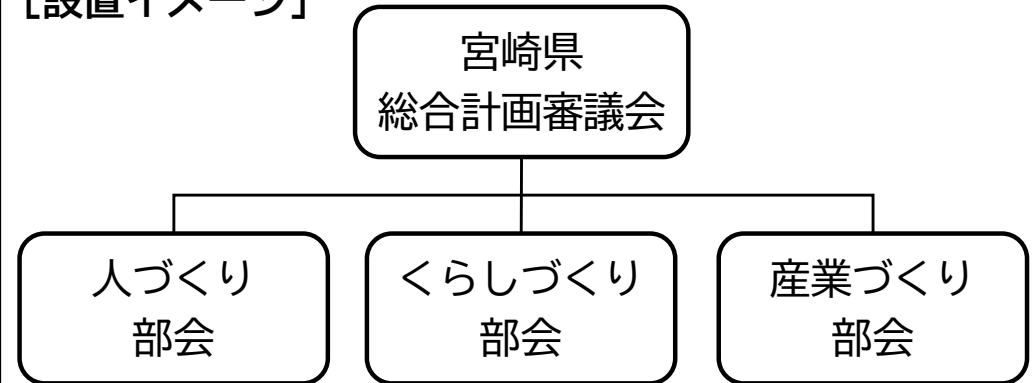
○くらしづくり部会

まちづくり、地域交通、デジタル、スポーツ、文化、防災 等

○産業づくり部会

農林水産業、商工業、観光、海外展開、産業人財（外国人材を含む） 等

【設置イメージ】



宮崎県総合計画審議会条例施行規則（抜粋）

（部会）

第2条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員又は専門委員（専門とする事項が部会の所掌事務と同一の者に限る。）（以下「委員等」という。）のうちから会長がこれを定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員等が、その職務を代理する。

7 部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

部会の設置について

参考：策定時専門委員

（令和5年6月2日現在、五十音順、敬称略、氏名後に記載の（◎）は部会長、（○）は副部会長）

人づくり部会

区分	氏名	役職名
委員	加納 ひろみ	KIGURUMI.BIZ株式会社 代表取締役
	佐藤 貢	宮崎県町村会 会長
	鮫島 浩	国立大学法人宮崎大学 学長
	藤本 格 （◎）	宮崎県スポーツ協会 専務理事
	松本 祐子	宮崎県PTA連合会 副会長
	宮本 綾	宮崎人権擁護委員協議会 人権擁護委員
	米良 充典	宮崎県商工会議所連合会会頭 宮崎県観光協会会長
専門委員	ウォーカー・ ロイド	宮崎国際大学副学長 （地域連携・地域貢献担当） 兼地域連携センター長
	甲斐 圭子	特定非営利活動法人らしく 理事長
	中村 千寿 （○）	宮崎県立芸術劇場事務局長 兼企画広報課長

くらしづくり部会

区分	氏名	役職名
委員	河野 雅行	宮崎県医師会 会長
	楠元 洋子	社会福祉法人キャンパスの会 理事長
	出口 近士 （◎）	国立大学法人宮崎大学 地域資源創成学部特別教授
	中川 美香 （○）	株式会社宮崎日日新聞社 報道部長兼論説委員
	長友 宮子	株式会社ナチュラルビー 代表取締役
	難波 裕扶子	株式会社シンク・オブ・ アザーズ代表取締役
	朝倉 脩二	都城市庄内地区まちづくり 協議会事務局長
専門委員	岩田 大志	延岡市島浦町地域おこし 協力隊
	大井 尚司	国立大学法人大分大学 経済学部教授
	平井 泉	宮崎県防災士ネットワーク 理事長

産業づくり部会

区分	氏名	役職名
委員	池田 宜永	宮崎県市長会 会長
	杉田 浩二	宮崎県銀行協会 会長
	平 奈緒美	元西諸地区森林組合 副組合長
	中川 育江	日本労働組合総連合会 宮崎県連合会会長
	西片 奈保子 （◎）	国立大学法人宮崎大学 研究・産学地域連携推進機構 特別助教
	福良 公一	宮崎県農業協同組合中央会 代表理事会長
	渡邊 俊隆	宮交ホールディングス 株式会社代表取締役社長
専門委員	井上 英幸	九州テレコム振興センター 主席研究員
	西岡 賢祐	国立大学法人宮崎大学工学部 教授
	柚木崎 千鶴子 （○）	宮崎県産業振興機構 フードビジネス 相談ステーション長

宮崎県総合計画の改定について

宮崎県総合計画の改定について

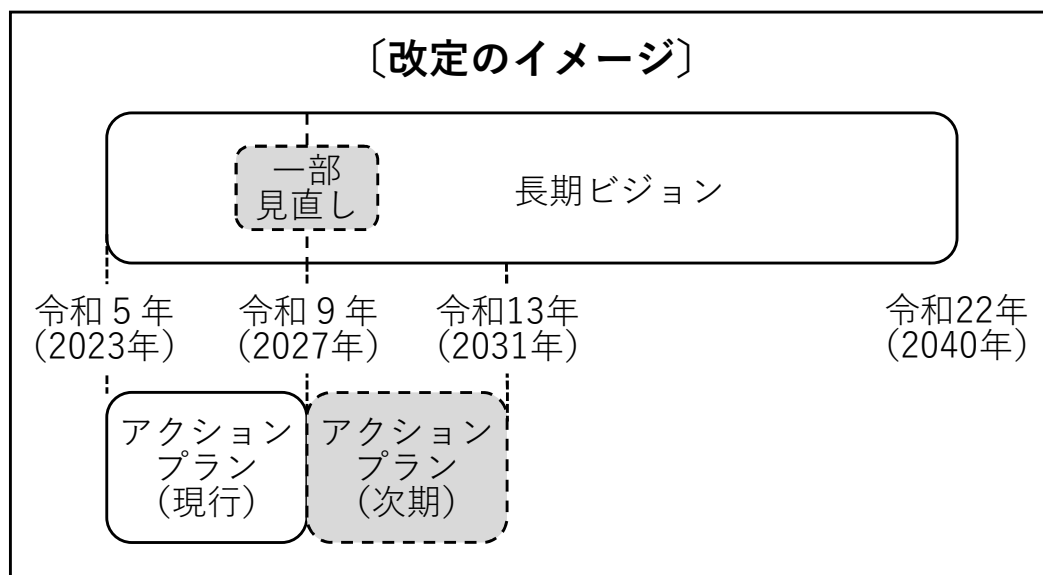
総合政策課

1. 改定の趣旨

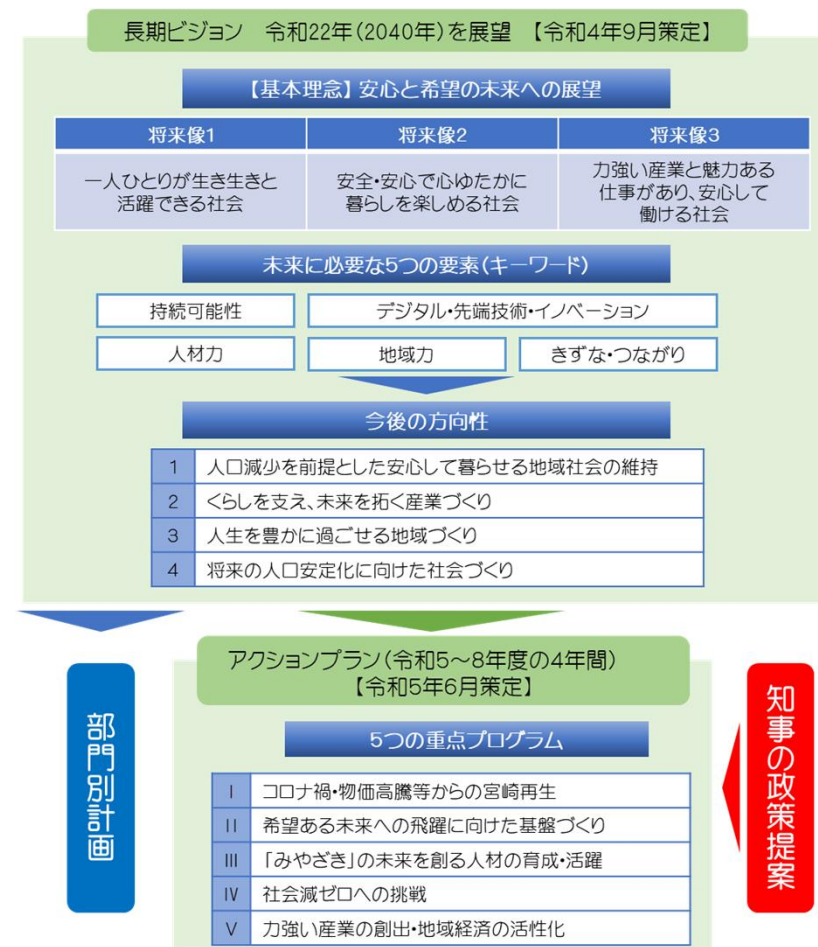
現行の県総合計画「宮崎県総合計画2023」は、令和22年（2040年）の将来を展望した「長期ビジョン」と、4年間の実行計画となる「アクションプラン」で構成される。

このうち、「アクションプラン」は、次年度の計画期間終了に向けて、新たに策定する必要がある。

このため、まずは「長期ビジョン」について、策定後の社会情勢の変化を踏まえた所要の見直しを行った上で、新たな「アクションプラン」を策定する。



〔「宮崎県総合計画2023」の概念図〕



2. 改定の方法

(1) 総合計画審議会での審議

審議会委員及び専門委員（「人」、「くらし」、「産業」）による調査・審議、
アクションプランの政策評価

(2) 基礎調査等の実施

人口構造・県民所得等の将来推計、県民アンケート、パブリックコメント

(3) 地域別市町村会議の実施

(4) 若者・女性との意見交換等の実施

3. 当面の改定スケジュール（予定）

年月	総合計画審議会	その他
令和7年7月	第1回審議会（諮問）	
8月	第2回審議会（専門部会設置）	若手職員ワークショップ 県民アンケート
9月		地域別市町村会議（以降順次開催）
11月	第3回審議会（論点整理） 第1回専門部会 ※同日開催	
12月		若者・女性との意見交換 基礎調査完了
令和8年1月	第2回専門部会	
3月	第4回審議会（「長期ビジョン」素案審議）	
令和8年度以降	第5回審議会（「長期ビジョン」答申案審議） 「長期ビジョン」に係る答申	パブリックコメント
～以降、「アクションプラン」の策定手続き～		